



金沢市公報

号外第23号

平成19年(2007年)6月28日
〒920-8577
金沢市広坂1丁目1番1号
発行所 金沢市役所
(題字 山出金沢市長)

◎ 目 次	ページ	● 消防局訓令甲	
● 規 則		○ 金沢市消防署の組織に関する規程の一部改正	
○ 金沢市児童福祉法施行細則等の一部改正について (福祉総務課)	1	について (消防総務課)	2
● 告 示			
○ 金沢市モーター類似施設設置規制指導要綱の廃止について (都市計画課)	2		

規 則

金沢市児童福祉法施行細則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年6月28日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第57号

金沢市児童福祉法施行細則等の一部を改正する規則

(金沢市児童福祉法施行細則の一部改正)

第1条 金沢市児童福祉法施行細則(平成8年規則第61号)の一部を次のように改正する。

別表第1の備考第2項中「昭和22年法律第175号)及び」の次に「所得税法等の一部を改正する等の法律(平成18年法律第10号)による廃止前の」を加え、同項第2号中「並びに第41条の2」を「、第41条の2並びに第41条の19の2」に改め、同備考第3項中「結核予防法(昭和26年法律第96号)」を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。結核患者に係る医療に関する部分に限る。)」に改め、同備考第9項中「結核予防法」を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(結核患者に係る医療に関する部分に限る。)」に改める。

別表第2の備考第2項中「災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律及び」の次に「所得税法等の一部を改正する等の法律(平成18年法律第10号)による廃止前の」を加え、同項第2号中「並びに第41条の2」を「、第41条の2並びに第41条の19の2」に改める。

別表第3の備考第2項中「災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律及び」の次に「所得税法等の一部を改正する等の法律(平成18年法律第10号)による廃止前の」を加え、同項第2号中「並びに第41条の2」を「、第41条の2並びに第41条の19の2」に改める。

別表第4の備考第3項中「災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律及び」の次に「所得税法等の一部を改正する等の法律(平成18年法律第10号)による廃止前の」を加え、同項第2号中「並びに第41条の2」を「、第41条の2並びに第41条の19の2」に改める。

(金沢市母子保健法施行細則の一部改正)

第2条 金沢市母子保健法施行細則(平成8年規則第62号)の一部を次のように改正する。

別表の備考第2項中「昭和22年法律第175号)及び」の次に「所得税法等の一部を改正する等の法律(平成18年法律第10号)による廃止前の」を加え、同項第2号中「並びに第41条の2」を「、第41条の2並びに第41条の19の2」に改める。

(金沢市老人福祉法施行細則の一部改正)

第3条 金沢市老人福祉法施行細則(平成8年規則第65号)の一部を次のように改正する。

別表第2の備考第2項中「昭和22年法律第175号)及び」の次に「所得税法等の一部を改正する等の法律(平成

18年法律第10号)による廃止前の」を加え、同項第2号中「並びに第41条の2」を「、第41条の2並びに第41条の19の2」に改める。

附 則

この規則は、平成19年7月1日から施行する。

告 示

●金沢市告示第188号

金沢市モーテル類似施設設置規制指導要綱(昭和59年告示第5号)は、廃止する。

平成19年6月28日

金沢市長 山 出 保

附 則

- 1 この告示は、平成19年7月1日から施行する。
- 2 この告示の施行の日前にホテル等(廃止前の金沢市モーテル類似施設設置規制指導要綱(以下「旧要綱」という。))第2条第2項に規定するホテル等をいう。)の設置(同条第3項に規定する設置をいう。)に係る建築確認申請(建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項及び第6条の2第1項(これらの規定を同法第87条第1項において準用する場合を含む。)に規定する確認の申請をいう。)がなされた当該ホテル等の設置については、旧要綱は、この告示の施行後も、なおその効力を有する。

消 防 局 訓 令 甲

●金沢市消防局訓令甲第4号

消 防 局
消 防 署

金沢市消防署の組織に関する規程(平成8年消防本部訓令甲第1号)の一部を次のように改正する。

平成19年6月28日

金沢市消防長 川 村 外 志 夫

別表中「

金沢市中央消防署広坂出張所	金沢市広坂2丁目1番5号
---------------	--------------

」を

「

金沢市中央消防署味噌蔵出張所	金沢市兼六元町3番18号
----------------	--------------

」に改める。

附 則

この訓令は、平成19年7月19日から施行する。

平成19年(2007年)6月28日 印刷	発行人	金 沢 市
平成19年(2007年)6月28日 発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価 120円	印刷所 石川県金沢市黒田1丁目65番地	カネモト印刷(株)